金融商品及び取引の複雑化・多様化・グローバル化に伴う市場環境の変化は、市場参加者にとって、投資ニーズに応じた多様な選択肢を提供し、利便性を向上させるものである反面、多岐にわたる選択肢の中から何を選びどう運用をしていくかといった自己責任に基づく投資判断をより難しくしている面も否定できないものと考えられます。

近年においては、高度なデリバティブを組み込んだ複雑な証券化商品や少ない資金で多額の取引を行う、いわゆるレバレッジを効かせた商品などが浸透しているほか、高利回りを謳いつつ、商品の特性や内容、リスクなどを投資者が容易に理解し難いファンド等の商品もあるのではないかと思われます。

証券監視委としては、こうした金融商品及び取引に係る環境変化のもとで、証券監視委が持つ検査、調査等の市場監視の手段を活用し、タイムリーな対応に努めてきたほか、市場参加者への情報発信を強化するなど、引き続き実効性のある市場監視を行うよう取り組んでおります。

すなわち、証券会社等金融商品取引業者等には、自らが勧誘する金融商品の持つリスクなどについて顧客が理解できるよう、十分な説明を行う「説明責任」と、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして適切な勧誘を行う「適合性の原則」の遵守が求められています。更に、個人投資家にとって分かりにくい、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行うに当たっては、投資者へ販売する商品としての適否（合理的根拠適合性）を事前検証することが求められています。証券監視委は、証券検査において、こうした「説明責任」が果たされているか、「適合性の原則」に欠けるような勧誘が行われていないかなどについて検証し、個人投資家の保護に取り組んでいます。

一方、皆様においても、自らの意思で投資活動を行うにあたり、こうしたリスクや商品性を理解することが重要です。金融商品への投資に関する重要な考え方の一つとして、自己責任原則があります。皆様におかれましては、この点に十分に留意し、投資判断を行うに際しては、商品性を説明した目論見書や営業員の説明等により、その金融商品の持つリスクやコストなどについて、必ずご自分で理解し、今後、様々なリスクが顕在化した場合の対応も念頭において、納得できる金融商品を選択していただきたいと思います。

さらに、投資にあたっては、無登録業者による未公開株販売の増加等を踏まえ、取引を行う相手方業者に関して、金融商品取引業の登録等の有無を確認するなど、情報をできる限り収集し、信頼できる業者であるか否かを判断することが重要です。特に、最近では、未公開株の購入に係るトラブル等の相談が金融庁に多く寄せられているところですが、未公開株の販売等を行うことが出来るのは、当該未公開株の発行会社や登録を受けた証券会社に限られますので、その他の者からの勧誘については十分ご注意下さい。また、金融庁や証券監視委などの職員を騙った者が、「未公開株について調査を行っている」、「保有されている未公開株は近々上場予定である」などと告げ、それと前後して未公開株の発行業者と称する者が未公開株の勧誘等を行う等といった情報が多数寄せられています。このような不審な連絡等についても十分ご注意ください。

最後に、皆様が投資を行うにあたり、相場操縦や内部者取引、風説の流布といった個別銘柄に関する情報、有価証券報告書等の虚偽記載や疑わしいファイナンスといった発行体に関する情報、金融商品取引業者による不正行為等に関する情報、疑わしい金融商品・ファンドなどの募集に関する情報といった、市場において不正が疑われるような情報に接することも考えられます。こうした情報は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査や犯則事件の調査を行う場合の端緒として有用性が高いことから、証券監視委では、個人投資家をはじめとする一般の方々からの情報を、電話、文書（ファクシミリを含む。）、来訪又はインターネット等により広く受け付けております。これらの情報は、証券監視委の監視活動に活用されることにより、市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護に貢献し、ひいては皆様の利益にも資することとなりますので、不審な情報を入手した場合には、証券監視委に積極的な情報提供をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４０号

北海道北見市東三輪３丁目17番地２　ハイツ24Ａ202号

債務者　松園　雄二

1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　荒永　　毅

4　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前11時30分

6　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２８３号

神奈川県平塚市浅間町３番16―710号　チュリス平塚

債務者　土肥ふみよ

1　決定年月日時　平成23年６月27日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石田　彩子

4　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午前11時30分

6　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１１４３号

福岡市南区横手２丁目34番16号、前住所福岡市南区屋形原２丁目44番８号

債務者　熊谷　金俊

1　決定年月日時　平成23年６月22日午前９時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　後藤　富和

4　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午後２時45分

6　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２６号

福島市蓬莱町１丁目６番16号

債務者　高橋クニコ

1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　鈴木　靖裕

4　破産債権の届出期間　平成23年７月25日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月26日午前11時30分

6　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２５５号

大分市金池町２丁目９番19―610号　ロフティ大分駅前

債務者　内山　勝行

1　決定年月日時　平成23年６月27日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　古庄　玄知

4　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後３時30分

6　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６１号

山形県南陽市砂塚2268番地の２

債務者　飯澤　正子

1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　荒井　賢二

4　破産債権の届出期間　平成23年８月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午前10時10分

6　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
山形地方裁判所米沢支部